

蔵持町里自治会内規

(目的)

第1条 この内規は、蔵持町里自治会規約に基づき、会の運営や活動を推進するうえで必要な事項を定める。

(会員の役割分担と活動への参加)

第2条 会員は、規約第1条にある自治会の目的に資するため、回覧の回付、係、役員など自ら役割を分担し活動に参加する。

(会費)

第3条 会費は年6,000円とする。

(協力金)

第4条 年3,000円の協力金を払った区在住の非自治会員は、区が設置したゴミ出し施設を利用できる。集合住宅の企業協力金もこれに準じる。

(入会申込書と退会届)

第5条 入会申込書と退会届を別紙のように定める。

(組)

第6条 基礎的単位組織の通称は組とし、会員はその住所によりおのずからいずれかの組への帰属が決まる。組の編成は、慣習的に引き継がれてきた地理的客観的な区割りに基づく。

(組の役割分担と運営)

第7条 組は自治会の目的に資するため必要な役割を分担する。その他、組の運営に関しては組毎に別に定める。

(組長)

第8条 理事の通称は組長とし、各単位組織（組）を代表する。

(4役および監事の選考)

第9条 自治会役員のうち、4役及び監事は役員選考委員会で選考され、総会で承認される。

(組長の選任)

第10条 理事（組長、7名）は、単位組織（組）毎に決められ、総会で紹介され承認される。

(監事)

第 11 条 監事は、「会計監査」を通称とする。

(里コミュニティセンター)

第 12 条 会員の利用は原則無料とする。その他センター管理規定は別に定める。

(宝くじ助成備品)

第 13 条 一般コミュニティ助成（宝くじ助成）により購入した備品は自治会員だけが利用できる。その他、当備品の管理運営規定は別に定める。

(ホームページ)

第 14 条 規約第 1 条（1）「域内の住民相互の連絡」に資するため、ホームページを開設し、そのプライバシーポリシーを別に定める。

(内規の変更)

第 15 条 この内規は、自治会総会において、全会員の 3 分の 2 以上の議決により変更することができる。

(委任)

第 16 条 この内規に定めるもののほか、本自治会の運営に必要な事項は、役員会の議決により別に定める。

(付則)

付則 1 この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

地縁法人蔵持町里自治会

里コミュニティセンター管理規定

第1章 総則

- 第1条 この規定は蔵持町里自治会里コミュニティセンター（以下センターという）の維持及び管理（使用）について必要事項を定める。
- 2）センターの維持及び管理についての必要経費は、原則として地縁法人蔵持町里自治会・一般会計で予算計上・収支する。
- 第2条 この建造物は地縁法人蔵持町里自治会里コミュニティセンターと称し、地縁法人蔵持町里自治会員の公的及び教育・文化・福祉・防災等の為の設備とする。
- 第3条 このセンターを管理する為、世話係を置く。
- 2）地縁法人蔵持町里自治会長は、センターの管理を効果的且つ適切に行う為、別途世話係を委嘱する事ができる。
- 3）世話係は地縁法人蔵持町里自治会副会長・会計がこの任にあたる。
- 第4条 このセンターを使用する人は、あらかじめ会長または世話係に申し出て許可を得なければならない。その許可は、別紙『里コミュニティセンター使用申請書兼許可書①使用確認票②』の提出で確認とする。

第2章 使用および使用料

- 第5条 このセンターは、原則として会員が使用するものとする。この場合の使用料は徴収しない。但し、会員でも下記の場合は有料とする。
- （会員で有料の場合）
- （1）個人の事情で使用する（会議・宴会・建前・葬儀等）の場合
1日・・・3,000円（全部屋使用）
- （2）営業絡みの団体（会）で催し等に使用する場合
1日・・・5,000円（全部屋使用）
- 2）会員以外の使用については、会長・世話係において、適当と認めた場合に限るものとする。
- 3）使用にあたり、鍵と使用確認票を当日借り受け、センター使用後は使用確認票に従って必ず使用後チェックをし、会長・世話係に票と鍵を返却する事とする。
- 第6条 会長・世話係が許可する区外者（公共目的に使用は除く）に使用させる場合には、使用料を徴収する。
- （会員外者の使用料）
- （1）営業目的で使用する場合
1日・・・10,000円

(2) 選挙で個人的に使用する場合（個人演説会など） 1回5, 000円

(3) 会員参加の趣味等の会が使用する場合・・・・・・無料

但し、世話係は、特別な事情があると認められた時は、役員会に諮り使用料の増減もしくは免除する事ができる。

(4) 使用料は、料金確認の上自治会会計に納める事とする。

第7条 センターの使用時間は、原則として午前9時から午後10時までとする。但し、世話係において特別な理由があると認めた場合に限り変更する事が出来るものとする。

第8条 会長・世話係は、センターの管理上支障があると判断した場合は、入所を拒否し、または退所を命ずる事が出来るものとする。

第3章 衛生及び保全

第9条 使用者は、使用にあたりセンター内外の環境衛生・美化に留意し不潔・汚損することなく、使用後は使用確認票に基づき戸締り・整理整頓しなくてはならない。

2) 使用者は、火気に注意し安全を期する事。

3) 使用者は、世話係の許可なく電気設備・その他仮設をしてはならない。

第10条 火気責任者を会長・世話係の3名とし、火気責任者は消防法の定めに従い、消火器を常に点検・整備しておかなければならない。

第11条 毎月の掃除は、委嘱した団体（若緑会）が掃除当番表に基づき指定した日に行う。年度末に委嘱した団体は総会を開催し、翌年度のセンター掃除日を決め、指定日に掃除を実施しなければならない。

第4章 補償

第12条 センターを使用中、またはその後において火災・損傷を生じた場合、使用者はその修復に要する費用を補償しなければならない。この場合の交渉は会長・世話係があたり、会長は必要に応じて役員会に諮りこれを決める。尚、センター内における事故等についても使用者の責任とし、地縁法人蔵持町里自治会はその責任を負わないものとする。

第5章 雑則

第13条 センターの維持・管理に関し、この規定に定める以外の取り扱いについては、その都度役員会に諮りこれを決める事とする。

第6章 付則

この規定は、当センター落成時より実施する。（2008年4月）

第7章 改定

2018年4月この規定を一部改定する。

宝くじ助成備品管理運営規定

蔵持町里自治会

1 利用の目的

一般コミュニティ助成により購入した下記別表の備品は、名張市蔵持町里 3291番地の集会所内に保管するものとし、蔵持町里区（自治会）の会員相互の親睦、事業推進のために利活用を図るものとする。

2 利用者の資格

この備品を利用できる者は、蔵持町里自治会会員とする。

3 利用の制限

備品は、自治会長又は副自治会長の許可が無ければ使用できないものとする。

4 利用責任者と利用者の責務

利用責任者は、備品の保全に万全を期すると共に、故意又は不注意により備品に損害が生じた時は、その損害を賠償しなければならない。

5 備品管理者とその責務

備品管理の最終責任者は蔵持町里自治会 会長とする。

日常の維持管理は、蔵持町里自治会 副会長が行う。

記

別表

	品 目	規 格	数量
1	カラーコピー機	Bizhub C300i 30枚機	1台
2	ノートパソコン	CF-LV8KM4VS	4台
3	スチールキャビネット	トヨセット ANW-34S	1台

蔵持町里自治会ホームページ・プライバシー・ポリシー

- **本サイトについて**

- URL <https://sato-c.org> は、蔵持町里自治会が運営するサイトです。
- 本拠地：里コミュニティセンター
- 〒 518-0753 三重県名張市蔵持町里 3291 番地
- ☎、FAX:0595-63-9370(人は常駐しません。)
- mail: sato3291@ads-net.jp
- 本サイトは、里区に住む住民の情報共有や活動、福祉等の推進を基本的な目的にしています。
- 個人情報の扱いは行っていません。すなわち、不特定の人たちに個人情報の提供を求めたり、それらを収集、保存、もしくは第三者に提供したりすることは運営の対象外です。
- コンテンツへのコメントの書き込みは運営上の制約もあり受けつけていません。
- 当 HP に掲載するのは名前までとします。メディアについては、イベントの風景を中心としたものをアップする場合があります。その場合は、個人が特定しにくいような配慮を行います。
- しかし、本人の了解や希望による場合はその限りではありません。
- お金に関する情報も原則として扱いませんが、地産物の紹介などはする予定です。
- お問い合わせフォームからの情報は 6 か月間保持します。マーケティング等の目的に使用することはありません。

年 月 日
蔵持町里自治会 会長 あて

蔵持町里自治会加入申込書

私は、蔵持町里自治会に加入する意思がありますので、本書のとおり届け出ます。なお、下記「○個人情報の取扱いについて」にも同意します。

住所	〒 一 番地 名張市蔵持町里
ふりがな	
氏名	
電話番号	

○個人情報の取扱いについて

- ・御記入いただいた個人情報は、会員相互及び役員との諸連絡、自治会活動、災害時の避難、救助活動等の際に利用します。
- ・本会では活動及び運営を円滑に行うために、会員名簿を作成し、各会員に配付しています。いただいた情報を会員名簿に記載します。
- ※ 掲載したくない項目がある場合はご相談ください。
- ・当自治会では、自治会活動をくらし町づくり委員会と連携して行っています。団体相互に活動を円滑に行うため、くらし町づくり委員会に会員名簿を提供することがあります。
- ・御記入いただいた情報は、上記の目的以外で使用したり、あらかじめ御本人の同意なく第三者に提供したりすることはありません。

蔵持町里自治会退会届

この度 私（家族・親族）の都合により 蔵持町里自治会を退会致したくお届け致します。

尚、私（家族・親族）は 退会に際しまして 貴自治会に対し
何事にも一切異議申し立てしない事をここに誓約致します。

令和 年 月 日

住 所 名張市蔵持町里 番地

氏 名 (印)